

(別紙3)

ラーケーション～体験活動推進日～の取得についての注意事項

- (1) 出欠の記録上は、「出席停止・忌引等」の扱いとなります。受けられなかった授業については、学習内容や提出物等を生徒自身で確認し、事後の授業に影響がないように注意してください。
- (2) 活動実施後は、1週間以内を目安に体験活動実施報告書(別紙6)を提出してください。
- (3) ボランティア活動証明書や各種資格取得証明書等が発行された場合は、必ず担任に提示をしてください。
- (4) 体験活動推進日は、残った日数を次の年度に繰り越すことはできません。
- (5) 体験活動推進日に怪我などをした場合は、学校管理下での活動はないため、学校で申し込んでいる日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。実施前にご家庭において個別に保険に加入することをおすすめいたします。
- (6) 申請した活動内容に変更があった場合は、速やかに担任にご連絡ください。